

# Ⅲ 通学規則

## 1. 自転車通学について

(1) 自転車は安全基準を満たしたものであること

- ① ヘッドライト及び後方反射器は必ずつける。
- ② スタンドは両立のものを使用し、荷台は必ずつける。
- ③ ベルはよく鳴るものとする。
- ④ 鍵がかかるものとする。(チェーンロックでも可)

(2) 乗り方

- ① ヘルメットを必ず着用する。
- ② 法律を守って運転する。(傘さし運転、二人乗り、並進、夜間の無灯火運転等は禁止)



## 2. JR通学について

- ① 列車内や駅構内では、公共のルールとマナーに則った行動をとる。
- ② JR構内では、許可されていない場所には立ち入らない。
- ③ 踏切以外の場所では、線路を横断しない。

## 3. スクールバス(タクシー)通学について

- ① バス内では、公共のルールとマナーに則った行動をとる。
- ② バス停周辺では騒がず、他の通行者の邪魔にならないようにする。

## 4. 徒歩通学について

- ① 歩道がある場合は歩道を通行する。
- ② 歩道のないところでは、道路の右側を通行するが、学校から国道までの通学路については、図のように指定された側を1列で通行する。
- ③ 横に広がって歩く、ふざけて遊びながら歩く、道路を斜めに横断するなど、危険な行為をしないようにする。

★気持ちのよい挨拶をしよう!

★勝山中学校の生徒として見られていることを自覚しよう!

